



●もり やすひろ

税理士。東京メトロポリタン税理士法人等数社を経て、2014年四谷二丁目税理士法人代表社員に就任。【近況】今年は思いもよらぬ幕開けでした。先行きが不安になってしまいがちですが、ここから踏ん張って、年末には「良い年にできた」と言えるよう、より一層頑張っていきたいと考えています。

連載／初心者E子の 実務レッスン講座

税理士 森 康博

第231回

令和6年度税制改正はどうなる？

部長 令和6年度の税制改正大綱が発表されたね。

E子 これは、これから国会で審議される法案の基となるものですね。

部長 そうだね。だから、これからの審議では内容が変わったり、否決されるものもあるかもしれない。

E子 だからと言って無視するわけにもいかないよ。

部長 国会の審議を経て正式決定と言っても、制度の大枠がひっくり返るようなことはそうそうない。今のうちから勉強して、これからの経営に役立てようとすることは、経理担当として必要なことだと言えるね。

E子 そうですね。で、今回はどのような改正が入りそうなのでしょう？
部長 では、私たち個人や中小企業に関係のありそうなものをいくつか紹介していこう。

■定額減税(所得税・住民税)

・所得税3万円、住民税1万円の減税

・本人や同一生計配偶者と扶養親族が対象(一部対象外あり)。

・令和6年分の合計所得金額が1805万円以下である場合に限る。

E子 所得制限があるものの、多くの人が対象となりそうですね。

部長 そうだね。所得制限は、収入が給与所得のみの場合、年2000万円以下が対象となる、と覚えておくとい

いだろう。

E子 注意すべき点がありますか？
部長 まず、対象者が「居住者」が対象ということだ。

E子 外国人の扶養親族で現地で生活している人などは対象とならない、ということですね。

部長 そうだね。この辺は税理士に確認した方が確実だ。あとは「扶養親族」だが、現状把握しているところだと「居住者」と同一生計で、合計所得金額が48万円以下である「居住者」がその対象とされている。